和 指 第 ８ １ ７ 号
令和８年１０月２９日
（２０２６年）

みなし指定を受けている保険医療機関・保険薬局　管理者　様

和歌山市長　尾　﨑　太　郎
（ 公 印 省 略 ）

令和８年度末で経過措置期間を終了する事項について（通知）

日頃より、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、標記について、別添資料のとおり、居宅療養管理指導（他サービスは、減算も含めて令和６年又は令和７年４月１日施行済み）における**高齢者虐待防止措置**及び**業務継続計画の策定等**については**令和８年度末（令和９年３月３１日）に経過措置が終了する予定**（令和８年１０月１日時点）となっております。

つきましては、各事業所におかれましては、各事項を今一度ご確認いただき、体制の整備等に遺漏なきようお願いします。

また、本通知を法人内で共有いただきますようお願いいたします。

１　「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載について

運営規程等への「虐待の防止のための措置に関する事項」の追記は以下の【記載例】を参考にしてください。

【記載例】
（虐待の防止のための措置に関する事項）
第〇条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）虐待の防止のための指針を整備する。
（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　業務継続計画の策定や見直しに関する参考資料

業務継続計画に関する資料等を以下のとおり掲載していますので、策定や見直しの際にご参照ください。

【厚生労働省：介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等掲載ＨＰ】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html
【和歌山市指導監査課：災害・防犯・事故等対策について（ページ番号「1014516」）ＨＰ】
https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1014516.html

和歌山市　健康局　保険医療部
指導監査課　介護事業所指定班
電話：073-435-1319　　FAX：073-435-1320

高齢者虐待防止の推進

概要

【全サービス★】

○　全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、３年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

基準

○　運営基準（省令）に以下を規定

・　入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

・　運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

・　虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- 虐待の防止のための指針を整備すること
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（※３年の経過措置期間を設ける。）

業務継続に向けた取組の強化

概要　【全サービス★】

○　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、３年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

（参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

○　介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。

○　必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（**B**usiness**C**ontinuity**P**lan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和２年12月11日作成。必要に応じ更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

✣ ポイント

✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。

✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✣ 主な内容

・BCPとは　・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
・介護サービス事業者に求められる役割　・BCP作成のポイント
・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）　等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

✣ ポイント

✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。

✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✣ 主な内容

・BCPとは　・防災計画と自然災害BCPの違い
・介護サービス事業者に求められる役割　・BCP作成のポイント
・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）　等



居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長

概要　【居宅療養管理指導★】

○　居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性等を踏まえ、令和６年３月31 日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を３年間延長する。
【省令改正】
ア　虐待の発生又はその再発を防止するための措置
イ　業務継続計画の策定等